

【Ⅱ－3 かかりつけ医機能、かかりつけ歯科医機能、かかりつけ薬剤師機能の評価－⑥】

## ⑥ 歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料 及び口腔機能管理料の要件並びに評価の見直し

### 第1 基本的な考え方

かかりつけ歯科医による歯科疾患・口腔機能の管理等といった生活の質に配慮した歯科医療を推進するため、歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料並びに口腔機能管理料の要件及び評価を見直すとともに、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の対象となる患者の範囲を拡大する。

### 第2 具体的な内容

#### 1. 歯科疾患管理料の初診時及び再診時の評価を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【歯科疾患管理料】</p> <p>歯科疾患管理料 <u>●●点</u></p> <p>〔算定要件〕</p> <p>注1 1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この部において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>【歯科疾患管理料】</p> <p>歯科疾患管理料 <u>100点</u></p> <p>〔算定要件〕</p> <p>注1 1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この部において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。<u>なお、初診日の属する月に算定する場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。</u></p> <p>2～11 (略)</p>

#### 2. 小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の対象となる患者の範囲を拡大する。

改 定 案	現 行
<p>【小児口腔機能管理料】</p> <p>小児口腔機能管理料 <u>1 小児口腔機能管理料 1 ●●点</u></p>	<p>【小児口腔機能管理料】</p> <p>小児口腔機能管理料 <u>60点</u></p> <p>（新設）</p>

## 2 小児口腔機能管理料 2 ●●点

(新設)

### [算定要件]

注 1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能発達不全症の18歳未満の患者に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 1については、口腔機能の評価項目において3項目以上に該当する者に対して、注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。

3 2については、口腔機能の評価項目において2項目に該当する者に対して、注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。

4～7 (略)

### 【口腔機能管理料】

#### 口腔機能管理料

- |   |           |     |
|---|-----------|-----|
| 1 | 口腔機能管理料 1 | ●●点 |
| 2 | 口腔機能管理料 2 | ●●点 |

注 1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能低下症の患者に対して、口腔機能の回復又は維持を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に、

### [算定要件]

注 1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の発達不全を有する18歳未満の児童に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

(新設)

(新設)

2～5 (略)

### 【口腔機能管理料】

#### 口腔機能管理料

60点

(新設)

(新設)

注 1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の低下を来しているものに対して、口腔機能の回復又は維持を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行つ

<p>月1回に限り算定する。</p> <p><u>2 1については、D002-6に掲げる口腔細菌定量検査（2に限る。）、D011-2に掲げる咀嚼能力検査（1に限る。）、D011-3に掲げる咬合圧検査（1に限る。）、D011-5に掲げる口腔粘膜湿润度検査又はD012に掲げる舌圧検査のいずれかを実施した口腔機能低下症の患者に対して注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。</u></p> <p><u>3 2については、口腔機能低下症の患者（注2に規定する患者を除く。）に対して注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。</u></p> <p><u>4～7</u> (略)</p>	<p>た場合に、月1回に限り算定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2～5</u> (略)</p>
---	---

## ⑦ 継続的・効果的な歯周病治療の推進

### 第1 基本的な考え方

ライフコースを通じた継続的・効果的な歯周病治療を推進する観点から、歯周病定期治療及び歯周病重症化予防治療について評価体系を見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 全身の健康に繋がる歯周病の定期治療及び重症化予防治療を継続的・効果的に推進する観点から、歯周病定期治療及び歯周病重症化予防治療について、歯科診療の実態を踏まえ、整理・統合し、評価を見直す。
2. 糖尿病患者に対して効果的な歯周病の継続治療を行う観点から、主治医から紹介を受けた患者に対して歯周病治療を実施したことに対する評価である歯周病ハイリスク患者加算について、名称を見直すとともに、主治医に対して歯科診療の情報の提供を行うことを要件に追加する。

改 定 案	現 行												
<p>【歯周病継続支援治療】</p> <p>歯周病継続支援治療</p> <table> <tr> <td>1 1歯以上10歯未満</td> <td>●●点</td> </tr> <tr> <td>2 10歯以上20歯未満</td> <td>●●点</td> </tr> <tr> <td>3 20歯以上</td> <td>●●点</td> </tr> </table> <p>[算定要件]</p> <p>注1 一連の歯周病治療終了後、<u>継続支援が必要な患者</u>に対し、歯周組織の状態維持又は重症化予防を目的として、<u>プラーカコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃</u>等の継続的な治療（以下この表において「歯周病継続支援治療」という。）を開始した場合</p>	1 1歯以上10歯未満	●●点	2 10歯以上20歯未満	●●点	3 20歯以上	●●点	<p>【歯周病定期治療】</p> <p>歯周病定期治療</p> <table> <tr> <td>1 1歯以上10歯未満</td> <td>200点</td> </tr> <tr> <td>2 10歯以上20歯未満</td> <td>250点</td> </tr> <tr> <td>3 20歯以上</td> <td>350点</td> </tr> </table> <p>[算定要件]</p> <p>注1 一連の歯周病治療終了後、<u>一時的に病状が安定した状態</u>にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するための<u>プラーカコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃</u>等の継続的な治療（以下この表において「歯周病定期治療」という。）を開始した場合は、</p>	1 1歯以上10歯未満	200点	2 10歯以上20歯未満	250点	3 20歯以上	350点
1 1歯以上10歯未満	●●点												
2 10歯以上20歯未満	●●点												
3 20歯以上	●●点												
1 1歯以上10歯未満	200点												
2 10歯以上20歯未満	250点												
3 20歯以上	350点												

は、それぞれの区分に従い月1回に限り算定する。

2 2回目以降の歯周病継続支援治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病継続支援治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合又は区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料の注3に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において歯周病継続支援治療を開始した場合は、この限りでない。

3 区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料の注3に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において歯周病継続支援治療を開始した場合は、口腔管理体制強化加算として、120点を所定点数に加算する。

4 歯周病の重症化するおそれのある患者に対して他の保険医療機関（歯科診療のみを行う保険医療機関を除く。）からの情報に基づき歯周病継続支援治療を実施し、診療情報を当該他の保険医療機関に提供した場合は、重症化予防連携強化加算として、●●点を所定点数に加算する。

5 歯周病継続支援治療を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病継続支援治療は算定できない。

それぞれの区分に従い月1回に限り算定する。

2 2回目以降の歯周病定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合又は区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料の注3に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において歯周病定期治療を開始した場合は、この限りでない。

3 区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料の注3に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において歯周病定期治療を開始した場合は、口腔管理体制強化加算として、120点を所定点数に加算する。

4 歯周病の重症化するおそれのある患者に対して歯周病定期治療を実施した場合は、歯周病ハイリスク患者加算として、80点を所定点数に加算する。

5 歯周病定期治療を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病定期治療は算定できない。

6 歯周病継続支援治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

(削除)

【歯周病重症化予防治療】

(削除)

6 歯周病定期治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

7 歯周病重症化予防治療を算定した月は算定できない。

【歯周病重症化予防治療】

歯周病重症化予防治療

【Ⅲ－7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進－①】

## ① 障害者歯科治療における 歯科医学的管理の新たな評価

### 第1 基本的な考え方

障害者の歯科治療を推進する観点から、障害者歯科治療を専門に担う歯科医療機関が歯科医学的管理を行った場合について、新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

歯科疾患管理料について、障害者の歯科治療を専門に担う歯科医療機関における特別な歯科医学的管理を行った場合の加算を新設する。

(新) 特別管理加算

●●点

#### [対象患者]

次に掲げる状態又はこれらに準ずる状態にある患者

- イ 脳性麻痺等で身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態
- ロ 知的発達障害等により開口保持ができない状態又は治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態
- ハ 重症の呼吸器疾患等で頻繁に治療の中止が必要な状態
- ニ 人工呼吸器を使用している状態又は気管切開等を行っており歯科治療に際して管理が必要な状態
- ホ 強度行動障害の状態であって、日常生活に支障を来すような症状・行動が頻繁に見られ、歯科治療に協力が得られない状態

#### [算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1又は注2に規定する管理に加えて、特別な歯科医学的管理を行った場合は、特別管理加算として、●●点を所定点数に加算する。

#### [施設基準]

- (1) 障害者歯科治療に従事する歯科医師が配置されていること。
- (2) 障害者歯科治療を行うにつき十分な設備及び体制が整備されていること。

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-②】

## ② 歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料 及び口腔機能管理料の要件並びに評価の見直し

「Ⅱ-3-⑥」を参照のこと。

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-③】

### ③ 有床義歯管理の評価体系の見直し

#### 第1 基本的な考え方

新製有床義歯管理料について、有床義歯の構造や形態によって指導方法が異なることを踏まえ、装置ごとに管理が実施できるよう、算定単位を見直すとともに、義歯の指導及び調整について要件を見直す。

#### 第2 具体的な内容

1. 新製有床義歯管理料の算定単位を、1口腔単位から1装置単位に見直し、評価を見直すとともに、歯科口腔リハビリテーション料1の算定要件を見直す。
2. 歯科口腔リハビリテーション料1における義歯の指導及び調整について、新製有床義歯管理料における義歯の指導との違いを明確化し、歯科口腔リハビリテーション料1との併算定を可能とする等の運用を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【新製有床義歯管理料（1装置につき）】</p> <p>1 <u>局部義歯の場合</u> <u>●●点</u></p> <p>2 <u>総義歯の場合</u> <u>●●点</u></p> <p>【算定要件】</p> <p>注 新製有床義歬管理料は、新たに製作した有床義歬を装着した日の属する月に、当該有床義歬を製作した保険医療機関において、患者又はその家族等に対して、<u>当該有床義歬の取扱いについて必要な説明</u>を行った上で、その内容を文書により提供した場合に、1回に限り算定する。</p> <p>（削除）</p>	<p>【新製有床義歬管理料（1口腔につき）】</p> <p>1 <u>2以外の場合</u> <u>190点</u></p> <p>2 <u>困難な場合</u> <u>230点</u></p> <p>【算定要件】</p> <p>注1 新製有床義歬管理料は、新たに製作した有床義歬を装着した日の属する月に、当該有床義歬を製作した保険医療機関において、<u>有床義歬の適合性等について検査を行い、併せて患者又はその家族等に対して取扱い、保存、清掃方法等について必要な指導を行った上で、その内容を文書により提供した場合に、1回に限り算定する。</u></p> <p>2 <u>新製有床義歬管理料を算定した日の属する月は、区分番号H001-2に掲げる歯科口腔リ</u></p>

	<p><u>ハビリテーション料 1 (1に限る。) は算定できない。</u></p> <p><b>【歯科口腔リハビリテーション料 1 (1口腔につき)】</b></p> <p>1 有床義歯の場合 <u>●●点</u></p> <p>(削除) (削除)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1) 「1 有床義歯の場合」とは、有床義歯による口腔機能の回復又は維持を主眼とした調整又は指導をいい、<u>具体的には、有床義歯を装着している患者に対して、有床義歯の適合性や咬合関係等の検査を行い、患者に対して義歯の状態を説明した上で、義歯に係る調整又は指導を行った場合に、月1回に限り算定する。この場合において、調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載する。</u></p> <p>(2) <u>「1の口 困難な場合」とは、B013に掲げる新製有床義歯管理料の(3)に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(3) <u>B013に掲げる新製有床義歯管理料を算定した患者について、当該有床義歯の装着日の属する月の翌月以降の期間において、当該義歯を含めた有床義歯の調整又は指導は、「1 有床義歯の場合」により算定する。</u></p>
	<p><b>【歯科口腔リハビリテーション料 1 (1口腔につき)】</b></p> <p>1 有床義歯の場合</p> <p>イ 口以外の場合 <u>104点</u></p> <p>ロ 困難な場合 <u>124点</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1) 「1 有床義歯の場合」とは、有床義歯による口腔機能の回復又は維持を主眼とした調整又は指導をいい、<u>具体的には、有床義歯を装着している患者に対して、有床義歯の適合性や咬合関係等の検査を行い、患者に対して義歯の状態を説明した上で、義歯に係る調整又は指導を行った場合に、月1回に限り算定する。この場合において、調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載する。</u></p> <p>(2) <u>「1の口 困難な場合」とは、B013に掲げる新製有床義歯管理料の(3)に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(3) <u>B013に掲げる新製有床義歯管理料を算定した患者について、当該有床義歯の装着日の属する月の翌月以降の期間において、当該義歯を含めた有床義歯の調整又は指導は、「1 有床義歯の場合」により算定する。</u></p>

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-④】

#### ④ 継続的・効果的な歯周病治療の推進

「Ⅱ-3-⑦」を参照のこと。

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-⑤】

## ⑤ 小児の咬合機能獲得に向けた対応の充実

### 第1 基本的な考え方

小児の咬合機能の獲得の観点から、診療実態を踏まえ、小児保険装置に対する調整及び修理並びに可撤式保険装置の製作について、新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

1. 小児保険装置に対する調整や修理の評価を新設するとともに、小児保険装置の評価を見直す。

改定案	現行
<p>【歯科口腔リハビリテーション料1 (1口腔につき)】</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 小児保険装置の場合 <b>●●点</b></p> <p>4 (略)</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>3 3については、区分番号M0 16-2に掲げる小児保険装置 を装着している患者に対して、 月1回に限り算定する。</p> <p>4 4については、区分番号M0 25に掲げる口蓋補綴、顎補綴 により算定した装置を装着して いる患者に対して、月4回に限 り算定する。</p> <p>5 2及び4について、区分番号 H001に掲げる摂食機能療法 を算定した日は、歯科口腔リハ ビリテーション料1は算定でき ない。</p> <p>6 2及び4について、区分番号 H001に掲げる摂食機能療法 の治療開始日から起算して3月 を超えた場合においては、当該</p>	<p>【歯科口腔リハビリテーション料1 (1口腔につき)】</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 3については、区分番号M0 25に掲げる口蓋補綴、顎補綴 により算定した装置を装着して いる患者に対して、月4回に限 り算定する。</p> <p>4 2及び3について、区分番号 H001に掲げる摂食機能療法 を算定した日は、歯科口腔リハ ビリテーション料1は算定でき ない。</p> <p>5 2及び3について、区分番号 H001に掲げる摂食機能療法 の治療開始日から起算して3月 を超えた場合においては、当該</p>

<p>摂食機能療法と歯科口腔リハビリテーション料1を合わせて月6回に限り算定する。</p> <p>(7) 「3 小児保隙装置の場合」  <u>は、小児保隙装置を装着している患者に対して、正常な咬合関係の獲得を目的として、当該装置の調整又は修理を行った場合に月1回に限り算定する。この場合において、調整又は修理内容等の要点を診療録に記載すること。</u></p>	<p>摂食機能療法と歯科口腔リハビリテーション料1を合わせて月6回に限り算定する。</p> <p>(新設)</p>
--	---

## 2. 小児義歯による可撤式保隙装置を小児保隙装置に位置づける。

改 定 案	現 行
<p>【小児保隙装置】</p> <p>小児保隙装置</p> <p>1 固定式保隙装置 <u>●●点</u></p> <p>2 可撤式保隙装置 <u>●●点</u></p> <p>[算定要件]</p> <p>注 1 1については、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 「2 可撤式保隙装置」は、以下のいずれかに該当する症例に対して、床義歯形態の装置を装着した場合に算定する。なお、算定に当たっては、以下のいずれに該当するかを診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ 両側性の乳臼歯を早期喪失した症例</p> <p>ロ 片側性の2歯以上の乳臼歯を早期喪失した症例</p> <p>ハ 片側性乳臼歯1歯欠損であっても、支台歯に加重負担をきたす可能性がある症例</p> <p>ニ 乳前歯を早期喪失した症例</p>	<p>【小児保隙装置】</p> <p>小児保隙装置 <u>600点</u></p> <p>[算定要件]</p> <p>注 1 クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

ホ 永久歯を早期喪失し、将来の  
補綴処置に備えて保隙を行う必  
要がある症例

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-⑥】

## ⑥ 歯科矯正に係る患者の対象等の見直し

### 第1 基本的な考え方

保険診療における歯科矯正を適切に推進する観点から、歯科矯正治療の対象患者について、連続する3歯以上の先天性欠損歯を有する者を追加するとともに、歯科矯正相談料に係る説明書の標準様式を示す。

### 第2 具体的な内容

- 連続する3歯以上の先天性欠損歯を有する患者を歯科矯正に係る保険給付の対象に追加する。

改 定 案	現 行
<p>【療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等】</p> <p>第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合</p> <p>一 (略)</p> <p>二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハ一症候群（鰓弓異常症を含む。）、鎖骨頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウィズ・ウイーデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァ</p>	<p>【療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等】</p> <p>第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合</p> <p>一 (略)</p> <p>二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハ一症候群（鰓弓異常症を含む。）、鎖骨頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウィズ・ウイーデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァ</p>

ンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、  
ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウィリー症候群、顔面裂（横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。）、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、スティックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症（クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。）、骨形成不全症、フリーマン・シェルドン症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群（XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む。）、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スタージ・ウェーバ症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Ekman-Westborg-Julin症候群、常染色体重複症候群、グリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）、巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、毛髪・鼻・指節症候群（Tricho-Rhino-Phalangeal症候群）、クリッペル・ファイル症候群（先天性頸椎癒合症）、アラジール症候群、高IgE症候群、エーラス・ダンロス症候群、ガードナー症候群（家族性

ンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、  
ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウィリー症候群、顔面裂（横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。）、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、スティックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症（クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。）、骨形成不全症、フリーマン・シェルドン症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群（XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む。）、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スタージ・ウェーバ症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Ekman-Westborg-Julin症候群、常染色体重複症候群、グリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）、巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、毛髪・鼻・指節症候群（Tricho-Rhino-Phalangeal症候群）、クリッペル・ファイル症候群（先天性頸椎癒合症）、アラジール症候群、高IgE症候群、エーラス・ダンロス症候群、ガードナー症候群（家

<p>大腸ポリポージス)、原発性低 リン血症性くる病、ロイス・デ イーツ症候群若しくはその他 顎・口腔の先天異常に起因した 咬合異常、三歯以上の永久歯萌 出不全に起因した咬合異常又は 十八歳未満の患者であって、連 続した三歯以上の先天性欠如歯 に起因した咬合異常における療 養であって歯科矯正の必要が認 められる場合</p>	<p>族性大腸ポリポージス)若しく はその他顎・口腔の先天異常に 起因した咬合異常又は三歯以上 の永久歯萌出不全に起因した咬 合異常における療養であって歯 科矯正の必要が認められる場合</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>

2. 歯科矯正相談料について、対象を見直すとともに、説明に用いる標準様式を定める。

改 定 案	現 行
<p>【歯科矯正相談料】</p> <p>[留意事項通知]</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 歯科矯正相談料は、学校保健安全法第13条第1項に規定する健康診断の結果より、別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常、3歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常、<u>連續した3歯以上の先天性欠損歯に起因した咬合異常(18歳未満に限る。)</u>又は顎離断等の手術を必要とする顎変形症が疑われる患者の口腔状態、顎骨の形態等について、<u>E000に掲げる写真診断の「1 単純撮影」</u>若しくは「2 特殊撮影」又は<u>E100に掲げる歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織の「1 単純撮影」</u>若しくは「2 特殊撮影」による画像、口腔内写真、顔面写真等の撮影、スタディモデルの製作等を必要に応じて行い、これらの分析や評価を行った上で、患者又はその家族</p>	<p>【歯科矯正相談料】</p> <p>[留意事項通知]</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 歯科矯正相談料は、学校保健安全法第13条第1項に規定する健康診断の結果より、別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常、3歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常又は顎離断等の手術を必要とする顎変形症が疑われる患者の口腔状態、顎骨の形態等について、<u>歯科エックス線画像</u>、口腔内写真、顔面写真等の撮影、スタディモデルの製作等を行い、これらの分析や評価を行った上で、患者又はその家族等に対して、その内容について説明し、文書により提供した場合に算定する。</p>

等に対して、その内容について説明し、文書により提供した場合に算定する。なお、患者等に提供する文書の様式は、「別紙様式●」又はこれに準じた様式とし、その写しを診療録に添付する。

(4) (略)  
(削除)

(6) (略)

(4) (略)  
(5) 歯科矯正相談料を算定した場合は、診療録に、健康診断の実施日、結果、学校名及び患者又はその家族等に説明した診断結果等の要点を記載する。  
(6) (略)

【Ⅲ－7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進－⑦】

## ⑦ 周術期及び回復期等の口腔機能管理の推進

### 第1 基本的な考え方

医科歯科連携を推進する観点から、周術期等口腔機能管理計画策定料等について、評価を見直すとともに、歯周病定期治療の算定要件を見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 周術期等口腔機能管理計画策定料及び回復期等口腔機能管理計画策定料について、管理計画の修正を行った場合の評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【周術期等口腔機能管理計画策定料】</p> <p>周術期等口腔機能管理計画策定料</p> <p>1 <u>周術期等口腔機能管理計画策定料1</u> <u>300点</u></p> <p>2 <u>周術期等口腔機能管理計画策定料2</u> <u>●●点</u></p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 1については、がん等に係る手術（歯科疾患に係る手術については、入院期間が2日を超えるものに限る。）又は放射線治療、化学療法、集中治療室における治療若しくは緩和ケア（以下「手術等」という。）を実施する患者に対して、歯科診療を実施している保険医療機関において、手術等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、周術期等の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、その</p>	<p>【周術期等口腔機能管理計画策定料】</p> <p>周術期等口腔機能管理計画策定料 <u>300点</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 がん等に係る手術（歯科疾患に係る手術については、入院期間が2日を超えるものに限る。）又は放射線治療、化学療法、集中治療室における治療若しくは緩和ケア（以下「手術等」という。）を実施する患者に対して、歯科診療を実施している保険医療機関において、手術等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、周術期等の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、その内容につ</p>

<p>内容について説明を行い、当該管理計画を文書により提供した場合に、当該手術等に係る一連の治療を通じて1回に限り算定する。</p>	<p>いて説明を行い、当該管理計画を文書により提供した場合に、当該手術等に係る一連の治療を通じて1回に限り算定する。</p>
<p><u>2 2については、注1に規定する管理計画を策定した患者の状態の変化等により、当該患者の治療計画を変更した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3・4 (略)</u></p>	<p><u>2・3 (略)</u></p>
<p>【回復期等口腔機能管理計画策定料】</p>	<p>【回復期等口腔機能管理計画策定料】</p>
<p>回復期等口腔機能管理計画策定料</p>	<p>回復期等口腔機能管理計画策定料</p>
<p><u>1 回復期等口腔機能管理計画策定料1 300点</u></p>	<p><u>300点</u></p>
<p><u>2 回復期等口腔機能管理計画策定料2 ●●点</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>[算定要件]</p>	<p>[算定要件]</p>
<p>注1 <u>1については、医科点数表の区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料、区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料又は区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料を算定する患者に対して、歯科診療を実施している保険医療機関において、リハビリテーション等を行う保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、回復期等の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、その内容について説明を行い、当該管理計画を文書により提供了の場合に、当該リハビリテーション等に係る一連の治療を通じて1回に限り算定する。</u></p>	<p>注1 医科点数表の区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料、区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料又は区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料を算定する患者に対して、歯科診療を実施している保険医療機関において、リハビリテーション等を行う保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、回復期等の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、その内容について説明を行い、当該管理計画を文書により提供了の場合に、当該リハビリテーション等に係る一連の治療を通じて1回に限り算定する。</p>
<p><u>2 2については、注1に規定す</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>る管理計画を策定した患者の状態の変化等により、当該患者の治療計画を変更した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>2</u> (略)</p>
---	---------------------

2. 歯周病継続支援治療の算定要件に、周術期等口腔機能管理料又は回復期等口腔機能管理料を算定した場合を追加する。

改 定 案	現 行
<p>【歯周病継続支援治療】</p> <p>[留意事項通知]</p> <p>(2) <u>B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料（I）、B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料（II）、B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料（III）、B000-9に掲げる周術期等口腔機能管理料（IV）、B000-11に掲げる回復期等口腔機能管理料又はB002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定している患者であって、各区分に規定する治療計画に歯周病に関する管理計画が含まれ、(1)と同様の状態にある患者については、歯周病継続支援治療を算定できる。</u></p>	<p>【歯周病定期治療】</p> <p>[留意事項通知]</p> <p>(2) <u>B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定している患者であって、当該管理料の「注1」に規定する治療計画に歯周病に関する管理計画が含まれ、(1)と同様の状態にある患者については、歯周病定期治療を算定できる。</u></p>

【Ⅲ－7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進－⑧】

## ⑧ 歯科衛生士による口腔機能に関する実地指導の推進

### 第1 基本的な考え方

歯科衛生士による実地指導を更に推進する観点から、口腔機能指導加算について、患者の口腔内の状況に応じて指導を行うとともに、口腔機能低下症等に対する指導を効果的に行うために、評価体系や要件を見直す。

### 第2 具体的な内容

歯科衛生士による口腔機能に関する実地指導を行った場合の評価を新設する。

(新) 口腔機能実地指導料

●●点

#### [算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であって、口腔機能の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の実地指導に係る研修を受講した歯科衛生士が、主治の歯科医師の指示を受けて口腔機能に係る指導を行い、かつ、当該指導内容に係る情報を文書により提供した場合に、月1回に限り算定する。

#### [施設基準]

- (1) 口腔機能の指導等に係る適切な研修を受けた歯科衛生士が一名以上配置されていること。
- (2) 歯科衛生士が口腔機能の指導を行うための設備及び体制を有していること。

改 定 案	現 行
<p>【歯科衛生実地指導料】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>注1・2(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>【歯科衛生実地指導料】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>注1・2(略)</p> <p>3 1及び2について、口腔機能</p>

の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注1又は注2に規定する実地指導と併せて口腔機能に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として、12点を所定点数に加算する。

3・4 (略)

4・5 (略)

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-⑨】

## ⑨ 歯科医師と歯科技工士の連携の推進

### 第1 基本的な考え方

歯科医師と歯科技工士の連携を更に推進する観点から、歯科技工士連携加算の評価の範囲や施設基準を見直すとともに、補綴物が円滑に製作・委託できるよう、歯冠修復及び欠損補綴の評価や取扱いを見直し、明確化する。

### 第2 具体的な内容

#### 1. 歯科技工士連携加算の評価の範囲や施設基準を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【補綴時診断料】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>3 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ、区分番号M017-3に掲げるチタンブリッジ又は区分番号M018-3に掲げる3次元プリント有床義歯を製作することを目的として、歯科医師が歯科技工士に対面で意見を求め、その内容を踏まえて、補綴時診断を行った場合には、歯科技工士連携加算1として、●●点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の新たな欠損補綴について説明を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。</p> <p>4 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して</p>	<p>【補綴時診断料】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ、区分番号M017-3に掲げるチタンブリッジ又は区分番号M018-3に掲げる3次元プリント有床義歯を製作することを目的として、歯科医師が歯科技工士に情報通信機器を用いて意見を求め、その内容を踏まえて、補綴時診断を行った場合には、歯科技工士連携加算2として、●●点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の新たな欠損補綴について説明を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

5 注3及び注4に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号M003に掲げる印象採得の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、同日に行った場合を除き、別に算定する。

6 注3及び注4に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、1装置につき、いずれか1つのみ算定する。

7・8 (略)

#### 【印象採得】

#### 【算定要件】

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前歯部の歯冠補綴物又はブリッジを製作することを目的として、前歯部の印象採得を行う

(新設)

(新設)

3・4 (略)

#### 【印象採得】

#### 【算定要件】

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装

に当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

2 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前歯部の歯冠補綴物又はブリッジを製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

(削除)

チタン冠又は区分番号M015  
—2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

2 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

3 注1に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注2に規定する加算並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適の注1及び注2に規定する歯科

3 注 1 及び注 2 に規定する歯科技工士連携加算 1 及び歯科技工士連携加算 2 について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号 M 0 0 0 に掲げる補綴時診断料の注 3 及び注 4 並びに区分番号 M 0 0 6 に掲げる咬合採得の注 1 並びに注 2 に規定する歯科技工士連携加算 1 及び歯科技工士連携加算 2 は、同日に行つた場合を除き、別に算定する。

(削除)

4 注 1 及び注 2 に規定する歯科技工士連携加算 1 及び歯科技工士連携加算 2 は、1 装置につき、いずれか 1 つのみ算定する。

【光学印象】

〔算定要件〕

注 1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M 0 1 5-2 に掲げる CAD/CAM 冠又は区分番号 M 0 1 5-3 に掲げる CAD/CAM インレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で口腔内の確認等を行

技工士連携加算 1 及び歯科技工士連携加算 2 は別に算定できない。

(新設)

4 注 2 に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注 1 に規定する加算並びに区分番号 M 0 0 6 に掲げる咬合採得の注 1 及び注 2 並びに区分番号 M 0 0 7 に掲げる仮床試適の注 1 及び注 2 に規定する歯科技工士連携加算 1 及び歯科技工士連携加算 2 は別に算定できない。

(新設)

【光学印象】

〔算定要件〕

注 1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M 0 1 5-3 に掲げる CAD/CAM インレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で口腔内の確認等を行い、当該修復物の製作に活用した場合には、光学印象

い、当該修復物又は補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、●●点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の修復物又は補綴物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて口腔内の確認等を行い、当該修復物又は補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、●●点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の修復物又は補綴物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

5 注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、1装置につき、いずれか1つのみ算定する。

#### 【咬合採得】

##### 【算定要件】

注1・2 (略)

(削除)

歯科技工士連携加算として、50点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の修復物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、光学印象歯科技工士連携加算は1回として算定する。

(新設)

(新設)

#### 【咬合採得】

##### 【算定要件】

注1・2 (略)

3 注1に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注2に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象採得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適

3 注 1 及び注 2 に規定する歯科  
技工士連携加算 1 及び歯科技工  
士連携加算 2 について、同一の  
補綴物の製作に当たって、区分  
番号 M003 に掲げる印象採得  
の注 1 及び注 2 並びに区分番号  
M007 に掲げる仮床試適の注  
1 並びに注 2 に規定する歯科技工  
士連携加算 1 及び歯科技工士  
連携加算 2 は、同日に行った場  
合を除き、別に算定する。

(削除)

4 注 1 並びに注 2 に規定する歯  
科技工士連携加算 1 及び歯科技工  
士連携加算 2 は、1 装置につ  
き、いずれか 1 つのみ算定す  
る。

【仮床試適】

【算定要件】

注 1・2 (略)

(削除)

の注 1 及び注 2 に規定する歯科  
技工士連携加算 1 及び歯科技工  
士連携加算 2 は別に算定できな  
い。

(新設)

4 注 2 に規定する加算を算定し  
た場合には、当該補綴物につ  
いて、注 1 に規定する加算並びに  
区分番号 M003 に掲げる印象  
採得の注 1 及び注 2 並びに区分  
番号 M007 に掲げる仮床試適  
の注 1 及び注 2 に規定する歯科  
技工士連携加算 1 及び歯科技工  
士連携加算 2 は別に算定できな  
い。

(新設)

【仮床試適】

【算定要件】

注 1・2 (略)

3 注 1 に規定する加算を算定し  
た場合には、当該補綴物につ  
いて、注 2 に規定する加算並びに  
区分番号 M003 に掲げる印象  
採得の注 1 及び注 2 並びに区分  
番号 M006 に掲げる咬合採得  
の注 1 及び注 2 に規定する歯科  
技工士連携加算 1 及び歯科技工  
士連携加算 2 は別に算定できな  
い。

3 注1並びに注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号M006に掲げる咬合採得の注1並びに注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、同日に行った場合を除き、別に算定する。

(削除)

4 注1並びに注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、1装置につき、いずれか1つのみ算定する。

#### [施設基準]

三の二 補綴時診断料、印象採得、光学印象、咬合採得及び仮床試適の歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2の施設基準

(1) 歯科技工士連携加算1の施設基準

イ 歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携体制が確保されていること。

ロ 歯科技工士の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ハ イの連携体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示して

(新設)

4 注2に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注1に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象採得の注1及び注2並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

(新設)

#### [施設基準]

二の二 印象採得、咬合採得及び仮床試適の歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2の施設基準

(1) 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算の施設基準

歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携が確保されていること。

(新設)

(新設)

<p>いること。</p> <p>二 ハの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</p> <p>(2) 歯科技工士連携加算2の施設基準</p> <p>イ <u>(1) のイからニまでの全てを満たしていること。</u></p> <p>ロ 情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 歯科技工士連携加算2の施設基準</p> <p>イ <u>歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携が確保されていること。</u></p> <p>ロ 情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>
---	---

2. 補綴物が円滑に製作・委託できるように、歯冠修復及び欠損補綴の通則5について、保険医療機関と歯科技工所の相互の連携に基づき行う旨を明確化する。

改 定 案	現 行
<p>【歯冠修復及び欠損補綴（通則）】</p> <p>[算定留意事項]</p> <p>1～4（略）</p> <p>（削除）</p> <p>5～8（略）</p> <p>9 <u>「通則5」について、保険医療機関においては、その趣旨を踏まえ、歯科技工の委託に当たって、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用の決定については、保険医療機関と歯科技工所の相互の連携に基づき行うこと。</u></p> <p>10～21（略）</p>	<p>【歯冠修復及び欠損補綴（通則）】</p> <p>[算定留意事項]</p> <p>1～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6～9（略）</p> <p>（新設）</p> <p>10～21（略）</p>

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-⑩】

## ⑩ 歯科治療のデジタル化等の推進

### 第1 基本的な考え方

昨今における歯科用貴金属材料の価格状況やデジタル技術の普及状況等を踏まえ、患者にとって安心・安全な補綴治療を進めるため、以下の見直しを行う。

### 第2 具体的な内容

1. CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーの活用が更に進むよう、評価及び大臼歯の咬合支持等の要件を見直すとともに、当該対象患者を含め、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象範囲を見直す。

改定案	現行
<p>【CAD/CAM冠】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「1 2以外の場合」は以下のいずれかに該当する場合に算定する。<u>また、口及びハは、その他の歯冠補綴物との選択について、「CAD/CAM冠に関する基本的な考え方」（令和8年●月日本歯科医学会）を参考とすること。</u></p> <p>イ 前歯又は小臼歯に使用する場合</p> <p>ロ 大臼歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅲ）又はCAD/CAM冠用材料（V）を使用する場合</p> <p>(削除)</p>	<p>【CAD/CAM冠】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「1 2以外の場合」は以下のいずれかに該当する場合に算定する。</p> <p>イ 前歯又は小臼歯に使用する場合</p> <p>ロ <u>第一大臼歯又は第二大臼歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を使用する場合</u></p> <p><u>（当該CAD/CAM冠を装着する部位の対側に大臼歯による咬合支持（固定性ブリッジによる咬合支持を含む。以下、大臼歯による咬合支持という。）がある患者であって、以下のいずれかに該当する場合に限る。）</u></p> <p>① <u>当該CAD/CAM冠を装</u></p>

<p>(削除)</p> <p>ハ <u>後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に使用する場合</u></p>	<p><u>着する部位と同側に大臼歯による咬合支持があり、当該補綴部位に過度な咬合圧が加わらない場合等</u></p> <p>② <u>当該 CAD/CAM 冠を装着する部位の同側に大臼歯による咬合支持がない場合は、当該補綴部位の対合歯が欠損（部分床義歯を装着している場合を含む。）であり、当該補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持（固定性ブリッジ又は乳歯（後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を含む。）による咬合支持を含む。）がある場合</u></p>
<p>(削除)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定保険医療材料料は別に算定する。なお、(2)のハについて、CAD/CAM 冠用材料は永久歯に準じて算定し、(5)及び(6)については、CAD/CAM 冠用材料(Ⅲ) 1歯分として算定する。</p>	<p>ハ <u>歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、CAD/CAM 冠用材料(Ⅲ) を大臼歯に使用する場合（医科の保険医療機関又は医科歯科併設の保険医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準ずるもの）に基づく場合に限る。）</u></p>
<p>【CAD/CAMインレー】</p> <p>CAD/CAMインレー（1歯につき） <u>●●点</u></p> <p>[算定要件]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) CAD/CAMインレーは以下のいずれかに該当する場合に</p>	<p>二 <u>大臼歯に CAD/CAM 冠用材料(Ⅴ) を使用する場合</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定保険医療材料料は別に算定する。なお、(5)及び(6)については、CAD/CAM 冠用材料(Ⅲ) 1歯分として算定する。</p> <p>【CAD/CAMインレー】</p> <p>CAD/CAMインレー（1歯につき） <u>750点</u></p> <p>[算定要件]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) CAD/CAMインレーは以下のいずれかに該当する場合に</p>

算定する。また、口及びハは、  
その他の歯冠修復物との選択に  
ついて、「CAD/CAMイン  
レーに関する基本的な考え方」  
(令和8年●月日本歯科医学  
会)を参考とすること。

- イ 小臼歯に使用する場合  
ロ 大臼歯に使用する場合

ハ 後継永久歯が先天性に欠如し  
ている乳歯に使用する場合

- (4) (略)  
(5) 特定保険医療材料料は別に算

算定する。

- イ 小臼歯に使用する場合  
ロ 第一大臼歯又は第二大臼歯に  
使用する場合

(当該CAD/CAMインレーを装着する部位の対側に大臼歯による咬合支持(固定性ブリッジによる咬合支持を含む。以下、大臼歯による咬合支持といふ。)がある患者であって、以下のいずれかに該当する場合に限る。)

① 当該CAD/CAMインレーを装着する部位と同側に大臼歯による咬合支持があり、当該補綴部位に過度な咬合圧が加わらない場合等

② 当該CAD/CAMインレーを装着する部位の同側に大臼歯による咬合支持がない場合は、当該補綴部位の対合歯が欠損(部分床義歯を装着している場合を含む。)であり、当該補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持(固定性ブリッジ又は乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を含む。)による咬合支持を含む。)がある場合

ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合(医科の保険医療機関又は医科歯科併設の保険医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供(診療情報提供料の様式に準ずるもの)に基づく場合に限る。)

- (4) (略)  
(5) 特定保険医療材料料は別に算

<p>定する。なお、(2)のハについて、CAD/CAM冠用材料は永久歯に準じて算定する。</p>	<p>定する。</p>
<p><b>【クラウン・ブリッジ維持管理料】</b>  <b>[算定要件]</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「2 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」には、M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ及びM017-3に掲げるチタンブリッジが含まれる。</p> <p>(4) 永久歯（ブリッジの支台歯の場合を除く。）に対するM010の2に掲げる4分の3冠（前歯）、M010の3に掲げる5分の4冠（小臼歯）、M010の4に掲げる全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）及びM011に掲げるレジン前装金属冠による歯冠修復のほか、次に掲げるものはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。</p> <p>イ 乳歯（後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く。）に対する歯冠修復</p> <p>ロ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対するM017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ ((2)のイに規定する場合を含む。)</p>	<p><b>【クラウン・ブリッジ維持管理料】</b>  <b>[算定要件]</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「2 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」には、M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジが含まれる。</p> <p>(4) 永久歯（ブリッジの支台歯の場合を除く。）に対するM010の2に掲げる4分の3冠（前歯）、M010の3に掲げる5分の4冠（小臼歯）、M010の4に掲げる全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）及びM011に掲げるレジン前装金属冠による歯冠修復のほか、次に掲げるものはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。</p> <p>イ 乳歯（後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く。）に対する歯冠修復</p> <p>ロ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対するM015に掲げる非金属歯冠修復 ((6)のイに規定する場合を含む。)、M015-2に掲げるCAD/CAM冠 ((2)のイ、ロ及び二並びに (3) に規定する場合を含む。) 及びM017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ ((2)のイに規定する場合を含む。)</p>

ハ・ニ (略)

ハ・ニ (略)

2. 局部義歯に附属されるクラスプやバーについては、製作の実態に即して、原則、歯科用貴金属材料以外の材料を使用する運用に見直す。

改 定 案	現 行
<p><b>【鋳造鉤】</b>  <u>[算定要件]</u>            (削除)</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 鋳造鉤を算定する場合の特定</u>  <u>保険医療材料は、基本的に鋳造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、14カラット金合金及び金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u></p> <p><b>【線鉤】</b>  <u>[算定要件]</u></p> <p><u>(1) 保険医療材料料は、別に定める線鉤の使用材料料により算定する。</u></p> <p><u>(2) 線鉤を算定する場合の保険医療材料は、基本的に不銹鋼及び特殊鋼を使用することとする。</u>  <u>ただし、14カラット金合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u></p> <p><u>(3) (略)</u>            (削除)</p> <p><u>(4) · (5) (略)</u></p> <p><b>【コンビネーション鉤】</b>  <u>[算定要件]</u></p> <p><u>(1) · (2) (略)</u></p> <p><u>(3) 保険医療材料料は、別に定めるコンビネーション鉤の使用材料料により算定する。</u></p> <p><u>(4) コンビネーション鉤を算定する場合に、鋳造鉤又はレストに用いる保険医療材料は、基本的</u></p>	<p><b>【鋳造鉤】</b>  <u>[算定要件]</u></p> <p><u>(1) 14カラット金合金による鋳造鉤は2歯欠損までの有床義歯の場合に限り算定する。</u></p> <p><u>(2) (略)</u>            (新設)</p> <p><b>【線鉤】</b>  <u>[算定要件]</u>            (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 14カラット金合金による線鉤は2歯欠損までの有床義歯の場合に限り算定する。</u></p> <p><u>(3) · (4) (略)</u></p> <p><b>【コンビネーション鉤】</b>  <u>[算定要件]</u></p> <p><u>(1) · (2) (略)</u>            (新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>に鑄造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u></p> <p><b>【大連結子】</b></p> <p><u>大連結子 (1個につき)</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>[算定要件]</b></p> <p>(1) <u>大連結子とは、離れた位置にある義歯床同士若しくは義歯床と間接支台装置を連結する際に用いる鑄造バー又は屈曲バーをいう。</u></p> <p>(2) <u>「1 鑄造バー」を算定する場合の特定保険医療材料は、基本的に鑄造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p><b>【バー】</b></p> <p><u>バー (1個につき)</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p><b>[算定要件]</b></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
--	--

### 3. 光学印象の対象について、CAD/CAM冠に拡充する。

改 定 案	現 行
<p><b>【光学印象】</b></p> <p><b>[算定要件]</b></p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレー</u>を製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><b>【光学印象】</b></p> <p><b>[算定要件]</b></p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレー</u>を製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。</p> <p>2・3 (略)</p>

(3) 光学印象は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において、CAD/CAM冠又はCAD/CAMインレーを製作するに当たって、デジタル印象採得装置を用いて、直接法により印象採得及び咬合採得を行った場合に、製作物ごとに算定する。なお、M003に掲げる印象採得、M003-3に掲げる咬合印象及びM006に掲げる咬合採得は別に算定できない。

(3) 光学印象は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において、CAD/CAMインレーを製作するに当たって、デジタル印象採得装置を用いて、直接法により印象採得及び咬合採得を行った場合に、製作物ごとに算定する。なお、M003に掲げる印象採得、M003-3に掲げる咬合印象及びM006に掲げる咬合採得は別に算定できない。

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-⑪】

## ⑪ 有床義歯の新たな製作法に係る評価の新設

### 第1 基本的な考え方

歯科治療のデジタル化を推進する観点から、新規医療機器等として保険適用され、現在準用点数で行われている3次元プリント有床義歯について、新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

#### (新) 3次元プリント有床義歯（1顎につき）

●●点

##### [算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯の設計・製作に要する歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）を用いて、有床義歯を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

- (1) 3次元プリント有床義歯とは、コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された有床義歯をいう。
- (2) 本区分を算定する場合は、1顎単位で算定する。
- (3) 3次元プリント有床義歯の製作時に実施した印象採得、咬合採得、仮床試適及び装着等の基本的な技術料は、所定点数に含まれ別に算定できない。
- (4) 製作後に義歯修理や再製作等を実施する場合は、M018に掲げる有床義歯の例により算定する。

##### [施設基準]

- (1) 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該療養を行うにつき十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-⑫】

## ⑫ 歯科診療の実態に応じた評価の見直し・明確化

### 第1 基本的な考え方

歯科点数表において、歯科診療の実態を踏まえつつ、以下の項目について整理する。

### 第2 具体的な内容

1. 歯科点数表で解釈が示されていない項目を明確化する。

① 画像診断における診断料及び撮影料の2枚目以降の算定方法を明確化する。

改定案	現行
<p>【画像診断（通則）】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 同一の部位につき、同時に2枚以上のエックス線撮影を行った場合 <u>(11の規定により医科点数表の例による場合を含む。)</u>における第1節の診断料（区分番号E000に掲げる写真診断（2のイ及びハ並びに3に係るものに限る。）を除く。）は、第1の診断については第1節の各区分の所定点数により、第2の診断以後の診断については、同節の各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。</p> <p>3 同一の部位につき、同時に2枚以上同一の方法により、撮影を行った場合 <u>(11の規定により医科点数表の例による場合を含む。)</u>における第2節の撮影料（区分番号E100に掲げる歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織（3に係るものに限る。）を除く。）は、特に規定する場合を除き、第1枚目の撮影については第2節の各区分の所定点数により、第2枚</p>	<p>【画像診断（通則）】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 同一の部位につき、同時に2以上のエックス線撮影を行った場合における第1節の診断料（区分番号E000に掲げる写真診断（3に係るものに限る。）を除く。）は、第1の診断については第1節の各区分の所定点数により、第2の診断以後の診断については、同節の各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。</p> <p>3 同一の部位につき、同時に2枚以上同一の方法により、撮影を行った場合における第2節の撮影料（区分番号E100に掲げる歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織（3に係るものに限る。）を除く。）は、特に規定する場合を除き、第1枚目の撮影については第2節の各区分の所定点数により、第2枚</p>

影については第2節の各区分の所定点数により、第2枚目から第5枚目までの撮影については同節の各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、第6枚目以後の撮影については算定できない。

4～11 (略)

#### 【写真診断】

(削除)

注1 (略)

#### [算定留意事項]

#### 第4部 画像診断

- 1 「通則2」又は「通則3」の「同一の部位」とは、部位的な一致に加え、通常同一フィルム面に撮影し得る範囲をいう。
- 2 「通則2」又は「通則3」の「同時に」とは、診断するため予定されるものをいう。ただし、処置又は手術後の評価を目的として撮影した場合は「同時」に該当しない。
- 3 「通則2」の「2枚以上」とは、特に規定する場合を除き、撮影方法の別によらず2枚以上のエックス線写真を撮影した場合をいう。
- 4 「通則3」の「同一の方法」による撮影とは、単純撮影、特殊撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影又は造影剤使用撮影のそれぞれの撮影方法をいい、デジタル撮影及びアナログ撮影については「同一の方法」として扱う。

目から第5枚目までの撮影については同節の各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、第6枚目以後の撮影については算定できない。

4～11 (略)

#### 【写真診断】

注1 一連の症状を確認するため、同一部位に対して撮影を行った場合における2枚目以降の撮影に係る写真診断(2のイ及びハ並びに3に係るものを除く。)の費用については、各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

2 (略)

#### [算定留意事項]

#### 第4部 画像診断

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>5 「通則2」及び「通則3」において、第1枚目の撮影では診断困難な異なる疾患に対する診断を目的に撮影した場合においては、各区分の所定点数により算定する。</p> <p>6～19 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>1～14 (略)</p>
---	-----------------------------

② 病理診断において、口腔を1臓器とする取扱いを明確にする。

※ 留意事項通知の第14部病理診断の通則1において以下のような内容を規定する予定。

1 第14部に規定する病理診断以外の病理診断の算定は、医科点数表の例による。なお、医科点数表のN000からN002までについては、口腔を1臓器として算定する。ただし、別の原因で病変が独立して生じており、組織学的形態が異なる場合は、2回を限度として算定する。

③ 歯肉剥離搔爬手術における術式の明確化を行う。

※ 歯肉剥離搔爬手術における術式における具体的な内容等については、留意事項通知において以下のような内容を規定する予定。

○「4 歯肉剥離搔爬手術」とは、歯肉弁を歯槽骨から剥離して明視下で不良肉芽を除去し、汚染歯根面のスケーリング・ルートプレーニングを行い、歯肉弁を適切な位置に復位縫合し、歯周ポケットの除去又は減少を目的として行った場合に算定する。

2. 内容が類似する項目や複数年にわたり算定実績がない項目を整理する。

① テンポラリークラウン、歯周治療用装置（冠形態）、リテナー等を暫間歯冠補綴装置に統一し、評価を新設する。

(新) 暫間歯冠補綴装置（1歯につき）

●●点

[算定要件]

(1) 暫間歯冠補綴装置は、次に掲げるいずれかの場合に算定する。

イ 歯冠補綴物又はブリッジ（接着ブリッジを含む。）の製作過程において、支台歯の保護等のために、テンポラリークラウン又はリテナーを暫間的に装着した場合

ロ 歯周治療用装置として、重度の歯周病で長期の治療期間が予測される歯周病の患者に対して、治療中の咀嚼機能の回復及び残存歯への咬合の負担の軽減等を目的として、冠形態の装置を装着し

## た場合

- ハ 暫間固定として、歯の支持組織の負担を軽減し、歯槽骨の吸収を防止して、その再生治癒を促進させるため、暫間的に歯冠をレジン連続冠固定法により連結固定した場合
- ニ 拔歯や外傷等による前歯部1歯欠損症例に対して、歯科用暫間被覆冠成形品を暫間的に隣在歯（天然歯に限る。）にエナメルボンドシステムにより連結固定した場合
- (2) 暫間歯冠補綴装置の歯数の数え方は、歯数及び欠損歯数により、装置数や部位にかかわらず、1歯につき算定する。ただし、(1)の二の場合は、隣在歯は歯数に含めない。
- (3) 印象採得、咬合採得、仮着、調整指導、修理、除去等の基本的な技術料及び保険医療材料料は所定点数に含まれ別に算定できない。
- (4) 「注1」の規定に関わらず、区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術を行った場合であって、区分番号M025-2に掲げる広範囲顎骨支持型補綴の「1 ブリッジ形態のもの（3分の1顎につき）」を行う患者に対して、リテーナーを製作し使用した場合に、当該部位に係る手術を行った日（区分番号J109に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術の「2のイ 1次手術」を除く。）から区分番号M025-2に掲げる広範囲顎骨支持型補綴の「1 ブリッジ形態のもの（3分の1顎につき）」を装着するまでの期間において、1回に限り算定し、特定保険医療材料料はスクリュー、アバットメント及びシリンダーに限り、別に算定する。

※ 上記の改正に伴い、下記の事項を改正する。

改 定 案	現 行
<p>【暫間固定】</p> <p>【算定留意事項】</p> <p>(1) 暫間固定とは、<u>歯周病や外傷等</u>によって動搖した歯にに対して、<u>当該歯の支持組織の負担を軽減し、歯槽骨の吸収を防止して、その再生治癒を促進させるため、暫間的に歯冠を線結紮法（帶冠使用を含む。）又はエナメルボンドシステムにより連結固定すること</u>をいう。</p>	<p>【暫間固定】</p> <p>【算定留意事項】</p> <p>(1) 暫間固定とは、歯の支持組織の負担を軽減し、歯槽骨の吸収を防止して、その再生治癒を促進させるため、暫間的に歯冠を<u>レジン連続冠固定法、線結紮法（帶冠使用を含む。）</u>又はエナメルボンドシステムにより連結固定することをいう。</p>
<p>【暫間固定装置修理】</p> <p>(削除)</p>	<p>【暫間固定装置修理】</p> <p>暫間固定装置修理</p>

<p><b>【口腔内装置】</b>  <b>[算定留意事項]</b>  (1) 「注」に規定する口腔内装置は、次に掲げるいずれかの装置をいう。</p>	<p><b>【口腔内装置】</b>  <b>[算定留意事項]</b>  (1) 「注」に規定する口腔内装置は、次に掲げるいずれかの装置をいう。</p>
<p>イ～ヌ (略)  ル <u>歯周治療用装置（床義歯形態）</u></p>	<p>イ～ヌ (略)  (新設)</p>
<p><b>【口腔内装置調整・修理】</b>  <b>[算定要件]</b>  注 1 (略)</p> <p>2 1の口については、区分番号 I 0 1 7に掲げる口腔内装置の注に規定する歯ぎしりに対する口腔内装置、口腔粘膜等の保護のための口腔内装置、<u>外傷歯の保護のための口腔内装置又はその他の口腔内装置</u>の調整を行った場合に算定する。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><b>【口腔内装置調整・修理】</b>  <b>[算定要件]</b>  注 1 (略)</p> <p>2 1の口については、区分番号 I 0 1 7に掲げる口腔内装置の注に規定する歯ぎしりに対する口腔内装置、口腔粘膜等の保護のための口腔内装置又は外傷歯の保護のための口腔内装置の調整を行った場合に算定する。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p><b>【歯周治療用装置】</b>  (削除)</p>	<p><b>【歯周治療用装置】</b>  <u>歯周治療用装置</u>  <u>1・2</u> (略)</p>
<p><b>【暫間固定装置の除去】</b>  (削除)</p>	<p><b>【暫間固定装置の除去】</b>  <u>暫間固定装置の除去（1装置につき）</u> <u>30点</u></p>
<p><b>【テンポラリークラウン】</b>  (削除)</p>	<p><b>【テンポラリークラウン】</b>  <u>テンポラリークラウン（1歯につき）</u> <u>34点</u></p>
<p><b>【リテナー】</b>  (削除)</p>	<p><b>【リテナー】</b>  <u>リテナー</u>  <u>1～3</u> (略)</p>

② 算定実績がない項目を廃止する。

改 定 案	現 行
<p><b>【救急搬送診療料】</b>  (削除)</p>	<p><b>【救急搬送診療料】</b>  <u>救急搬送診療料</u> <u>1,300点</u></p>

【退院前在宅療養指導管理料】 (削除)	【退院前在宅療養指導管理料】 <u>退院前在宅療養指導管理料</u> <u>120点</u>
【在宅麻薬等注射指導管理料】 (削除)	【在宅麻薬等注射指導管理料】 <u>在宅麻薬等注射指導管理料</u> <u>1,500点</u>
【在宅腫瘍化学療法注射指導管理料】 (削除)	【在宅腫瘍化学療法注射指導管理料】 <u>在宅腫瘍化学療法注射指導管理料</u> <u>1,500点</u>
【在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料】 (削除)	【在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料】 <u>在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料</u> <u>1,500点</u>
【生活歯髄切断】 <u>生活歯髄切断</u> <u>233点</u> (削除) (削除) 注 1 永久歯の歯根完成期以前及び乳歯の歯髄につき、生活歯髄切断を行った場合は、42点を所定点数に加算する。 2 (略)	【歯髄切断】 歯髄切断 1 <u>生活歯髄切断</u> <u>233点</u> 2 <u>失活歯髄切断</u> <u>72点</u> 注 1 永久歯の歯根完成期以前及び乳歯の歯髄につき、 <u>1</u> の生活歯髄切断を行った場合は、42点を所定点数に加算する。 2 (略)

### 3. 算定告示と算定要件が一致していない項目を整理する。

- ① 歯周病患者画像活用指導料について、口腔内写真の枚数に応じた評価ではなく、歯周病患者に対する画像活用による指導の評価に見直す。

改 定 案	現 行
【歯周病患者画像活用指導料】 歯周病患者画像活用指導料 1 <u>口腔内画像</u> <u>●●点</u> 2 <u>顕微鏡画像</u> <u>●●点</u>  注 1 <u>1</u> については、歯周病に罹患している患者に対して区分番号D002に掲げる歯周病検査を実施する場合において、継続的な管理を行うに当たって必要な口腔内写真を撮影し、当該患者	【歯周病患者画像活用指導料】 歯周病患者画像活用指導料 <u>10点</u> (新設) (新設)  注 歯周病に罹患している患者に対して区分番号D002に掲げる歯周病検査を実施する場合において、継続的な管理を行うに当たって必要な口腔内写真を撮影し、当該患者又はその家族等に対し療養

<p>又はその家族等に対し療養上必要な指導を行った場合に算定する。</p> <p><u>2 2については、歯周病に罹患している患者に対して区分番号D002に掲げる歯周病検査を実施する場合において、動機付けを目的として位相差顕微鏡により描写された画像を用いて指導を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。</u></p>	<p>上必要な指導を行った場合に算定する。なお、2枚以上撮影した場合は、2枚目から1枚につき10点を所定点数に加算し、1回につき5枚に限り算定する。</p> <p>(新設)</p>
---	--

- ② う蝕処置、う蝕歯即時充填形成及びう蝕歯インレー修復形成について、現行でう蝕以外も対象となっていることから、名称を見直す。

改 定 案	現 行
<p><b>【単純処置】</b>  <u>単純処置（1歯1回につき）</u> 18点</p>	<p><b>【う蝕処置】</b>  <u>う蝕処置（1歯1回につき）</u> 18点</p>
<p><b>【即時充填形成】</b>  <u>即時充填形成（1歯につき）</u>  128点</p>	<p><b>【う蝕歯即時充填形成】</b>  <u>う蝕歯即時充填形成（1歯につき）</u>  128点</p>
<p><b>【インレー修復形成】</b>  <u>インレー修復形成（1歯につき）</u>  120点</p>	<p><b>【う蝕歯インレー修復形成】</b>  <u>う蝕歯インレー修復形成（1歯につき）</u>  120点</p>

- ③ 咬合調整の対象となる診療行為の一部について、新たな評価に位置付ける。

(新) ディスキング（1歯につき）

●●点

[算定要件]

ディスキングとは、歯の隣接面を削除することをいい、叢生（クラウディング）について、ディスキングを行った場合は、歯数に応じて算定する。

(新) 補綴前処置（1装置につき）

●●点

[算定要件]

- (1) 補綴前処置は、新たな義歯の製作又は義歯修理（鉤等の追加）を行うに当たり、レストシートやガイドプレーンの付与、リカントウアーリング等により、鉤歯や鉤歯の対合歯を削除した場合に算定する。
- (2) 本区分は、新たな義歯の製作又は義歯修理に当たって、補綴前処置を行った日に、1装置につき1回に限り算定する。
- (3) 補綴前処置算定に当たっては、前処置の内容の要点を診療録に記載すること。

※ 上記の改正に伴い、下記の事項を改正する。

改 定 案	現 行
<p>【咬合調整】</p> <p>[算定留意事項]</p> <p>(1) 次に掲げる場合に算定する。</p> <p>イ 一次性咬合性外傷の場合</p> <p>ロ 二次性咬合性外傷の場合</p> <p>ハ 歯冠形態修正の場合</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>【咬合調整】</p> <p>[算定留意事項]</p> <p>(1) 次に掲げる場合に算定する。</p> <p>イ 一次性咬合性外傷の場合</p> <p>ロ 二次性咬合性外傷の場合</p> <p>ハ 歯冠形態修正の場合</p> <p>ニ <u>レスト製作の場合</u></p> <p>ホ <u>第13部 歯科矯正に伴うディスキングの場合</u></p> <p><u>(8) (1)の「ニ レスト製作の場合」とは、新たな義歯の製作又は義歯修理（鉤等の追加）を行うに当たり、鉤歯と鉤歯の対合歯をレスト製作のために削除した場合をいい、新たな義歯の製作又は義歯修理の実施1回につき、「1 1歯以上10歯未満」又は「2 10歯以上」のうち、いずれか1回に限り算定する。</u></p> <p><u>ただし、修理を行った有床義歯に対して、再度、義歯修理を行う場合については、前回算定した日から起算して3月以内は算定できない。</u></p> <p><u>(9) (1)の「ホ 第13部 歯科矯正に伴うディスキングの場合」とは、本通知の第13部通則3に規定する顎変形症又は通則7に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常の歯科矯正を行う際に歯の隣</u></p>

	接面の削除を行う場合をいい、歯数に応じ各区分により算定する。
--	--------------------------------

- ④ 口腔内軟組織異物（人工物）除去術の準用となっている歯の破折片除去を新設する。

（新） 歯の破折片除去（1歯につき）

●●点

[算定要件]

- （1）歯の破折片除去とは、一部残存した歯の破折片を非観血的あるいは簡単な切開で除去を行った場合（う蝕除去に伴うものを除く。）に歯数に応じて算定する。
- （2）浸潤麻酔の下に破折片を除去した場合は、K001に掲げる浸潤麻酔料及び使用麻酔薬剤料のそれぞれを算定する。

※ 上記の改正に伴い、下記の事項を改正する。

改 定 案	現 行
<p>【拔歯手術】</p> <p>【算定留意事項】</p> <p>（2）歯の破折片の除去に要する費用は、<u>I021-1</u>に掲げる歯の破折片除去の所定点数により算定する。この場合において、浸潤麻酔の下に破折片を除去した場合は、K001に掲げる浸潤麻酔料及び使用麻酔薬剤料のそれぞれを算定する。</p>	<p>【拔歯手術】</p> <p>【算定留意事項】</p> <p>（2）歯の破折片の除去に要する費用は、<u>J073</u>に掲げる口腔内軟組織異物（人工物）除去術「1 簡単なもの」の所定点数により算定する。この場合において、浸潤麻酔のもとに破折片を除去した場合は、K001に掲げる浸潤麻酔料及び使用麻酔薬剤料のそれぞれを算定する。</p>
<p>【口腔内軟組織異物（人工物）除去術】</p> <p>【算定留意事項】</p> <p>（1）「簡単なもの」とは、異物（人工物）が比較的浅い組織内にあり、非観血的あるいは簡単な切開で除去できるものをいう。この場合において、浸潤麻酔の下に除去した場合は、K001に掲げる浸潤麻酔料及び使用麻酔薬剤料のそれぞれを算定</p>	<p>【口腔内軟組織異物（人工物）除去術】</p> <p>【算定留意事項】</p> <p>（1）「簡単なもの」とは、異物（人工物）が比較的浅い組織内にあり、非観血的あるいは簡単な切開で除去できるものをいう。<u>なお、歯の破折片の除去（う蝕除去に伴うものを除く。）に係る費用は、「1 簡単なもの」により算定する。こ</u></p>

する。	の場合において、浸潤麻酔の下に破折片を除去した場合は、K 001に掲げる浸潤麻酔料及び使用麻酔薬剤料のそれぞれを算定する。
-----	---

4. 歯科治療に伴い麻酔を行った場合に、麻酔薬剤料が算定できない項目の一部を整理する。

改 定 案	現 行
<b>【処置の部（通則）】</b> 1～6 (略) 7 120点以上の処置又は特に規定する処置の所定点数は、当該処置に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。ただし、区分番号 I 001に掲げる歯髄保護処置（1又は2に限る）、区分番号 I 004の1に掲げる生活歯髄切断又は区分番号 I 005に掲げる抜髄、を行う場合の当該麻酔に当たって使用した薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。 8・9 (略)	<b>【処置の部（通則）】</b> 1～6 (略) 7 120点以上の処置又は特に規定する処置の所定点数は、当該処置に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。ただし、区分番号 I 004の1に掲げる生活歯髄切断又は区分番号 I 005に掲げる抜髄を行う場合の当該麻酔に当たって使用した薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。 8・9 (略)
<b>【歯冠修復及び欠損補綴の部（通則）】</b> 1～10 (略) 11 歯冠修復及び欠損補綴の所定点数は、当該歯冠修復及び欠損補綴に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。ただし、区分番号 M 001に掲げる歯冠形成（1に限る。）を行う場合の当該麻酔に当たって使用した薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。 12 (略)	<b>【歯冠修復及び欠損補綴の部（通則）】</b> 1～10 (略) (新設) (新設)

5. 歯科診療で一般的に行われている口腔機能に係る検査の施設基準を

撤廃する。

改定案	現行
<p><b>【口腔細菌定量検査】</b></p> <p><b>[算定要件]</b></p> <p>注 1 1について、口腔細菌定量検査を行った場合に、月2回に限り算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 2について、歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して口腔細菌定量検査を行った場合（口腔細菌定量検査1を算定する場合を除く。）に、3月に1回に限り算定する。</p> <p>4 (略)</p> <p><b>[施設基準]</b> (削除)</p> <p><b>【咀嚼能力検査】</b></p> <p><b>[算定要件]</b></p> <p>注 1 1について、歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して、咀嚼能力測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。</p> <p>2 2について、顎変形症に係る手術を実施する患者に対して、咀嚼能力測定を行った場合は、</p>	<p><b>【口腔細菌定量検査】</b></p> <p><b>[算定要件]</b></p> <p>注 1 1について、<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、</u>口腔細菌定量検査を行った場合に、月2回に限り算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 2について、<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、</u>歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して口腔細菌定量検査を行った場合（口腔細菌定量検査1を算定する場合を除く。）に、3月に1回に限り算定する。</p> <p>4 (略)</p> <p><b>[施設基準]</b></p> <p><b>十五の三 口腔細菌定量検査の施設基準</b></p> <p><b>【咀嚼能力検査】</b></p> <p><b>[算定要件]</b></p> <p>注 1 1について、<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、</u>歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して、咀嚼能力測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。</p> <p>2 2について、<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等</u></p>

<p>手術前は1回に限り、手術後は6月に1回に限り算定する。</p>	<p>に届け出た保険医療機関において、顎変形症に係る手術を実施する患者に対して、咀嚼能力測定を行った場合は、手術前は1回に限り、手術後は6月に1回に限り算定する。</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>[施設基準]</p>	<p>[施設基準]</p>
<p>十七 削除</p>	<p>十七 <u>咀嚼能力検査の施設基準</u></p>
<p>【咬合圧検査】</p>	<p>【咬合圧検査】</p>
<p>[算定要件]</p>	<p>[算定要件]</p>
<p>注1 1について、歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。口腔機能の低下を来している患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。</p>	<p>注1 1について、<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において</u>、歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。口腔機能の低下を来している患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。</p>
<p>2 2について、顎変形症に係る手術を実施する患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、手術前は1回に限り、手術後は6月に1回に限り算定する。</p>	<p>2 2について、<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において</u>、顎変形症に係る手術を実施する患者に対して、咬合圧測定を行った場合は、手術前は1回に限り、手術後は6月に1回に限り算定する。</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>[施設基準]</p>	<p>[施設基準]</p>
<p>十八 削除</p>	<p>十八 <u>咬合圧検査の施設基準</u></p>

## 6. 情報連携に係る評価について、併算定できる項目の見直しを行う。

改 定 案	現 行
【歯科疾患在宅療養管理料】	【歯科疾患在宅療養管理料】

<p>[算定要件]</p> <p>注 1～6 (略)</p> <p>7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た歯科訪問診療を実施している保険医療機関の歯科医師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なもの同意を得て、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医、他の保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る診療情報等を活用した上で、計画的な歯科医学的管理を行った場合に、在宅歯科医療情報連携加算として、月1回に限り、100点を所定点数に加算する。<u>ただし、C007に掲げる在宅患者連携指導料は別に算定できない。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>※ <u>在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8に規定する在宅歯科医療情報連携加算についても同様。</u></p>	<p>[算定要件]</p> <p>注 1～6 (略)</p> <p>7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た歯科訪問診療を実施している保険医療機関の歯科医師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なもの同意を得て、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医、他の保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る診療情報等を活用した上で、計画的な歯科医学的管理を行った場合に、在宅歯科医療情報連携加算として、月1回に限り、100点を所定点数に加算する。</p> <p>8 (略)</p>
--	--

【Ⅲ-7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進-⑬】

## ⑬ 歯科固有の技術の評価の見直し

### 第1 基本的な考え方

歯科固有の技術について、以下の見直しを行う。

### 第2 具体的な内容

1. 歯科医療の推進に資する技術について、医療技術評価分科会等における検討結果を踏まえて、評価や運用を見直す。

[診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、学会等から医療技術評価分科会に提案があったものの例]

- (1) 歯科口腔リハビリテーション料2
- (2) 口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得
- (3) 模型調製における光学印象及びデジタル模型
- (4) 歯科遠隔連携診療
- (5) 厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常に係る適応症の拡大
- (6) 歯科矯正管理料
- (7) 上顎骨悪性腫瘍手術及び下顎骨悪性腫瘍手術における超音波切削機器加算
- (8) N i - T i ロータリーファイル加算
- (9) 歯科麻酔管理料
- (10) 静脈麻酔
- (11) チタン及びチタン合金によるブリッジ
- (12) 歯科用暫間被覆冠成形品を用いた暫間的ダイレクトボンディングブリッジ
- (13) 床補強のための接着芯
- (14) 後継永久歯の無い乳臼歯へのCAD/CAM冠
- (15) 位相差顕微鏡による歯周病患者画像活用指導
- (16) 口腔粘膜湿潤度検査

※(10)静脈麻酔については、医科点数表の見直しも踏まえ、歯科点数表において、「歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔」を新設する。

2. 歯冠修復及び欠損補綴等の評価について、歯科技工料調査の結果等を踏まえて、評価や運用を見直す。

改 定 案	現 行
<p><b>【光学印象】</b>            光学印象（1歯につき） <u>●●点</u></p> <p><b>【装着】</b>  <b>【算定要件】</b>            注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレー又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際            に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算1として、それぞれについて<u>●●点</u>、<u>●●点</u>又は<u>●●点</u>を所定点数に加算する。            2~3 (略)</p>	<p><b>【光学印象】</b>            光学印象（1歯につき） <u>100点</u></p> <p><b>【装着】</b>  <b>【算定要件】</b>            注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレー又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際            に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算1として、それぞれについて<u>45点</u>、<u>45点</u>又は<u>90点</u>を所定点数に加算する。            2~3 (略)</p>
<p><b>【有床義歯】</b>            1 (略)            2 総義歯（1顎につき） <u>●●点</u></p>	<p><b>【有床義歯】</b>            1 (略)            2 総義歯（1顎につき） <u>2,420点</u></p>
<p><b>【大連結子】</b>  <u>大連結子</u>（1個につき）</p> <p>1 錫造バー <u>●●点</u>            2 (略)</p>	<p><b>【バー】</b>  <u>バー</u>（1個につき）</p> <p>1 錫造バー <u>458点</u>            2 (略)</p>
<p><b>【支台築造】</b>            支台築造（1歯につき）</p> <p>1 間接法            イ (略)            ロ ファイバー ポストを用いた場合            (1) 大臼歯 <u>●●点</u>            (2) 小臼歯及び前歯 <u>●●点</u>            2 (略)</p>	<p><b>【支台築造】</b>            支台築造（1歯につき）</p> <p>1 間接法            イ (略)            ロ ファイバー ポストを用いた場合            (1) 大臼歯 <u>211点</u>            (2) 小臼歯及び前歯 <u>180点</u>            2 (略)</p>
<p><b>【根面被覆】</b>            根面被覆（1歯につき）</p>	<p><b>【根面被覆】</b>            根面被覆（1歯につき）</p>

1 根面板によるもの 2 (略)	<u>●●点</u>	1 根面板によるもの 2 (略)	<u>195点</u>
<b>【非金属歯冠修復】</b>			
非金属歯冠修復 (1個につき)		非金属歯冠修復 (1個につき)	
1 レジンインレー		1 レジンインレー	
イ 単純なもの	<u>●●点</u>	イ 単純なもの	<u>128点</u>
ロ 複雑なもの	<u>●●点</u>	ロ 複雑なもの	<u>180点</u>
2 (略)		2 (略)	
<b>【高強度硬質レジンブリッジ】</b>			
高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき)	<u>●●点</u>	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき)	<u>2800点</u>
<b>【磁性アタッチメント】</b>			
磁性アタッチメント (1個につき)		磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板を用いる場合	<u>●●点</u>	2 キーパー付き根面板を用いる場合	<u>550点</u>

3. その他、個別の評価について臨床現場の実態等を踏まえつつ、評価や運用を見直す。

改 定 案	現 行
<b>【象牙質レジンコーティング】</b> [算定要件] 注 区分番号M001の1に掲げる生活歯歯冠形成を行った場合、当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から <u>印象採得</u> までの一連の行為につき1回に限り算定する。	<b>【象牙質レジンコーティング】</b> [算定要件] 注 区分番号M001の1に掲げる生活歯歯冠形成を行った場合、当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から <u>装着</u> までの一連の行為につき1回に限り算定する。
<b>【加圧根管充填処置】</b> 加圧根管充填処置 (1歯につき)	<b>【加圧根管充填処置】</b> 加圧根管充填処置 (1歯につき)
1 単根管	<u>●●点</u>
2 2根管	<u>●●点</u>
3 3根管以上	<u>●●点</u>
<b>【拔歯手術】</b> 拔歯手術 (1歯につき) [算定要件] 注 1・2 (略)	<b>【拔歯手術】</b> 拔歯手術 (1歯につき) [算定要件] 注 1・2 (略)
139点	
168点	
213点	

<p>3 4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、<u>●●点</u>を所定点数に加算する。</p>	<p>3 4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、<u>130点</u>を所定点数に加算する。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p><b>【顎骨腫瘍摘出術】</b></p>	<p><b>【顎骨腫瘍摘出術】</b></p>
<p>顎骨腫瘍摘出術（歯根囊胞を除く。）</p>	<p>顎骨腫瘍摘出術（歯根囊胞を除く。）</p>
<p>1 長径3センチメートル未満 <u>●●点</u></p>	<p>1 長径3センチメートル未満 <u>2,820点</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><b>【腐骨除去手術】</b></p>	<p><b>【腐骨除去手術】</b></p>
<p>腐骨除去手術</p>	<p>腐骨除去手術</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 顎骨に及ぶもの イ 片側の3分の1未満の範囲のもの <u>●●点</u></p>	<p>2 顎骨に及ぶもの イ 片側の3分の1未満の範囲のもの <u>1,300点</u></p>
<p>ロ 片側の3分の1以上の範囲のもの <u>●●点</u></p>	<p>ロ 片側の3分の1以上の範囲のもの <u>3,420点</u></p>
<p>[算定要件]</p>	<p>[算定要件]</p>
<p>注 2のイについて、骨吸収抑制薬関連顎骨壊死又は放射線性顎骨壊死に対して当該手術を行った場合は、<u>●●点</u>を所定点数に加算する。</p>	<p>注 2のイについて、骨吸収抑制薬関連顎骨壊死又は放射線性顎骨壊死に対して当該手術を行った場合は、<u>1,000点</u>を所定点数に加算する。</p>
<p><b>【がま腫切開術】</b></p>	<p><b>【がま腫切開術】</b></p>
<p>がま腫切開術 <u>●●点</u></p>	<p>がま腫切開術 <u>820点</u></p>
<p><b>【唾石摘出術】</b></p>	<p><b>【唾石摘出術】</b></p>
<p>唾石摘出術（一連につき） 1 表在性のもの <u>●●点</u></p>	<p>唾石摘出術（一連につき） 1 表在性のもの <u>720点</u></p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p><b>【顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術】</b></p>	<p><b>【顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術】</b></p>
<p>顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術</p>	<p>顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術</p>
<p>1 簡単なもの イ 手術範囲が顎骨の2分の1顎程度未満の場合 <u>●●点</u></p>	<p>1 簡単なもの イ 手術範囲が顎骨の2分の1顎程度未満の場合 <u>850点</u></p>
<p>ロ 手術範囲が全顎にわたる場合</p>	<p>ロ 手術範囲が全顎にわたる場合</p>

<b>●●点</b>	<b>1,680点</b>
<b>2 困難なもの</b>	
イ 手術範囲が顎骨の3分の2顎 程度未満の場合 <b>●●点</b>	
ロ 手術範囲が全顎にわたる場合 <b>●●点</b>	
 【顎関節脱臼非観血的整復術】	
顎関節脱臼非観血的整復術 <b>●●点</b>	
 【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】	
広範囲顎骨支持型装置埋入手術 (1 顎一連につき)	
1 1回法によるもの <b>●●点</b>	
2 2回法によるもの	
イ 1次手術 <b>●●点</b>	
ロ 2次手術 <b>●●点</b>	
 【広範囲顎骨支持型装置搔爬搔爬 術】	
広範囲顎骨支持型装置搔爬搔爬術 (1顎につき) <b>●●点</b>	
	<b>1,800点</b>
 【顎関節脱臼非観血的整復術】	
顎関節脱臼非観血的整復術 <b>410点</b>	
 【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】	
広範囲顎骨支持型装置埋入手術 (1 顎一連につき)	
1 1回法によるもの <b>14,500点</b>	
2 2回法によるもの	
イ 1次手術 <b>11,500点</b>	
ロ 2次手術 <b>4,500点</b>	
 【広範囲顎骨支持型装置搔爬搔爬 術】	
広範囲顎骨支持型装置搔爬搔爬術 (1顎につき)	